県市町連携でのプッシュ型情報発信の検討に係る支援業務委託
プロポーザル実施要領

１　趣旨

本要領は、「県市町連携でのプッシュ型情報発信の検討に係る支援業務委託」に係る企画提案を募集し、プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

２　業務概要

（１）業務名

県市町連携でのプッシュ型情報発信の検討に係る支援業務

（２）委託期間

契約締結日～令和８年３月３１日

（３）業務内容

県市町連携でのプッシュ型情報発信の検討に係る支援業務　仕様書のとおり

（４）履行場所

福井県未来創造部ＤＸ推進課　等

３　参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人であって、次の要件をすべて満たす者とする。

①地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４に規定する者でないこと。

②福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に規定する競争入札参加資格を有していること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、 企画提案書等提出時点において、同条に規定する競争入札参加資格審査の申請を提出済みであれば、本業務の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、選定委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

③参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

④参加資格認定の日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑤福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

⑥次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

４　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）　審査結果通知日までに、提案者が前記３参加資格要件を満たさなくなった場合
（２）　提出期限までに提出資料が提出されない場合
（３）　２案以上の企画提案をした場合
（４）　提出資料に虚偽の記載があった場合
（５）　著しく信義に反する行為があった場合
（６）　契約を履行することが困難と認められる場合
（７）　企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
（８）　審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（９）　書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

５　提出書類および提出方法等

（１）参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

① 提出期限	令和７年４月２１日（月）１７時　必着
② 提出方法	電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、提案者が用意するデータ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。
③ 提出先	福井県未来創造部ＤＸ推進課 ＴＥＬ　０７７６－２０－０２６７ E-mail　dx-suishin@pref.fukui.lg.jp
④ 提出書類	ア　企画提案参加申込書（別紙様式１） イ　企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等） ウ　競争入札参加資格通知書の写し

	競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること エ　福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所） オ　消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3）（税務署）

（２）資格審査の結果通知

上記（１）により、企画提案参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和７年４月２４日（木）までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

（３）企画提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

① 提出期限	令和７年４月３０日（水）１２時　必着
② 提出方法	電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、提案者が用意するデータ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。
③ 提出先	福井県未来創造部ＤＸ推進課 ＴＥＬ　０７７６－２０－０２６７ E-mail　dx-suishin@pref.fukui.lg.jp
④ 提出書類	ア　企画提案書（Ａ４版８枚以内） ※仕様書の委託業務の内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。 イ　過去に実施した同種または類似業務の概要（別紙様式２） ※過去の実施実績がない場合は提出不要
⑤ 留意事項	・企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。 ・提出された書類は、一切返却しない。 ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲内において複製することがある。 ・期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。 ・福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報

	公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

６　質問の受付および回答

質問は、必ず「質問票」（別紙様式３）により、令和７年４月２１日（月）１７時（必着）までに「12　問い合わせ先」へ電子メールにより提出すること。

質問の回答は電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

７　契約委託先候補者の選定方法および選定結果の通知

（１）企画提案書の審査

提出された企画提案書は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、５月上旬（7～13 日のうち１日）を予定しており、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、日程・場所等の詳細については別途通知する。

（２）審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容（企画内容、実施体制、経費など）について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

評価は、別資料の審査基準表に基づいて行う。なお、審査の評価基準や配点等に関する質問は、一切受け付けない。

（３）選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。

８　再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県との協議の上その承諾を得るものとする。

９　打合せ

本業務を進めるにあたっては、県の担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとする。

なお、打合せに係る費用等は、受託者が負担することとする。

10　その他

（1）必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。ただし、県から追加資料や説明を求められた場合には、その都度、指定する方法により速やかに対応を行うこと。

（2）　企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。

（3）　提出された書類は返却しない。

11　契約上限金額

委託料　１１，０００千円

（消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は１０％とする。）

12　問い合わせ先

〒９１０－８５８０　福井市大手３丁目１７－１

福井県未来創造部ＤＸ推進課（担当　向川、高橋）

ＴＥＬ　０７７６－２０－０２６７

ＦＡＸ　０７７６－２０－０６３０

E-mail　dx-suishin@pref.fukui.lg.jp